

ウクライナ・ビジネス支援事業 2024 年度公示分 Q&A

こちらは、以下の質問票からいただいた質問とその回答の一覧です。

[⇒ 公示質問書はこちら <5/8\(水\)正午にて質問受付締め切り>](#)

No.	掲載日	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
001	4/26	語学能力	企画書	別紙 3.調査実施体制	調査業務従事者の語学能力はどのように確認するのか。	企画書の別紙 3.調査実施体制「海外業務経験」等の記載内容に基づき、判断させていただきます。
002	4/26	図表	企画書	-	提案製品・技術の説明においても図表や写真の挿入は可能か。	B2. (3)項目以外でも、図表・写真の挿入は可能です。図表内の文字数をカウントするものではありませんが、説明は企画書本文で行ってください。
003	4/26	登記事項証明書	募集要項	第 4、2.応募書類	「登記事項証明書(写)」について、紙を PDF 化したものでなく、法務局から取得した電子データでも可能か。	JICA にて、電子データ版の「登記事項証明書(写)」を入手可能といった情報に触れておらず、発行された書類をスキャンし PDF にしたものを提出ください。なお、同書類申請手続きはオンラインにて行えるようですが、詳細は法務局のご案内を確認ください。
004	4/26	重複応募	募集要項	第 2 応募資格要件 2. (5)	これから申し込む補助金事業等についても、重複応募の制度は適用されるか。	募集要項の p.6「他機関及び JICA 他事業との重複応募」で定めるとおり、他機関・団体から受けている補助金等とは対象国、調査内容等が異なる提案内容であることが提案法人から明示され、JICA がその内容を認める場合には、本支援事業の対象となります。本審査中及び審査後に新たに認められた補助金等の扱いについても、同様です。
005	4/26	機材輸送費	調査支援対象費目	4. 経理処理の基本的な流れ (5)	別添資料 3 の調査支援対象費目 別表において、「機材費」は支出不可と記載あるが、同資料の 4. (5) (p.8)に「自社の製品を現地に発送する送料」は必要経費として JICA コンサルタントが支払うとありますので、どちらが正しいのか。	本事業費で、機材輸送に係る経費を支出することは出来ません。別添資料 3 の内容に誤りがあり申し訳ございません。本文中の「自社の製品を現地に発送する送料」の記載は削除しました。正誤表もご確認ください。

No.	掲載日	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
006	5/7	同意書・誓約書	別添資料 5 契約時誓約書、様式 1 同意書	-	同意書及び誓約書の記載の代表者は、申込み企業・団体の代表者以外の者(部門長等)でも応募可能か。	申込み時に必要な同意書は、お申込み企業・団体の代表者の氏名で記載ください。誓約書は、JICA との契約締結のため採択後に必要な書類となります。誓約書は、原則同意書と同じ代表者名の記載を求めますが、誓約書の取付けに時間を要し契約締結が進まない等の場合には、個別の委任状(様式自由)の提出をもって代表者以外の方(部門長等)による代理を可能とします。
007	5/8	渡航先	募集要項	第 5 1. 本支援事業対象国	第三国渡航先である欧州地域等にはどの国が含まれるか。	「欧州地域等」については、ウクライナ向けビジネスを検討するに当たり、ウクライナの関係者やパートナー企業が集まりやすいという理由から、地理的に近いポーランド、モルドバ、ルーマニア等の近隣国を想定しています。なお、各社の既存の拠点やビジネスの性質上の理由から、欧州地域以外の国が第三国渡航先として適していると考えられる場合は、その理由とあわせてコスト情報とともに提案書に記載ください。
008	5/8	第三国への渡航費用	別添資料 5 契約時誓約書、様式 1 同意書	別添資料 3 調査支援対象費目	ビジネスパートナーをウクライナ及び日本以外の第三国に招へいする場合、その費用は積算表のどの項目か。	一般業務費となります。別添資料 3 調査支援対象費目の P3 <費目別> (1)一般業務費に「・ なお、欧州地域等へのウクライナ関係者の渡航を計画する場合、日本に居住しない調査従事者に準じる形で積算のうえ、内訳に明記ください」と記載しています。
009	5/10	セミナー等実施開催費	別添資料 3 調査支援対象費目	4. 積算にかかる留意事項(1)一般業務費	「セミナー等実施開催費」については、第三国でのセミナー費用も計上可能か。また、その場合のウクライナ側参加者の渡航費も計上可能か。	第三国でのセミナー開催に係る費用も計上可能です。また、ウクライナ側セミナー参加者の渡航費も計上可能です。
010	5/10	同意書への押印	同意書	-	提出必要書類である「様式①同意書」は押印不要という理解で良いか。	押印不要です。

No.	掲載日	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
011	5/10	第三国への渡航費用	別添資料 3 調査支援対象費目	-	ウクライナ関係者(再委託先、ビジネスパートナー等)を第三国に招き、第三国にて市場需要や規制・法制度の調査を実施する場合は、「国内業務費」に準じて渡航費を計上すれば良いか。	「国内業務費」は日本への招へい、活動等に用いる費用を指すため、第三国への渡航費には適用できません。ビジネスパートナーの第三国への渡航費は「一般業務費」、第三国において再委託によって実施される調査等業務の場合は「再委託費」として計上下さい。
012	5/10	外部要員	別添資料 1 制度説明資料	2.提案法人の実施体制(3)外部要員	通訳を日本在住のウクライナ避難民に依頼し、第三国へ同行してもらった場合、「外部要員」としてみなされるか。	通訳は「外部要員」とみなされず、「特殊傭人」の扱いになります。他方、現地での傭人が前提となるため、通訳の本邦からの渡航に係る費用は、本事業では支出不可となります。なお、「外部要員」としてウクライナ避難民を含める場合、人件費は本事業費にて支出できませんが、渡航費用は支出可能です。特殊傭人と外部要員の兼務はできません。JICA ウクライナ避難民の活用については、詳細を企画書にて記載ください。
013	5/10	パイロット事業の実施方法	企画書	B-5	回答するべき、必要期間、事業規模(初期費用、運用管理費)、効果などはウクライナ側企業のものか。	必要期間、事業規模、効果は提案法人の内容で記載ください。実施体制については、パートナー企業の体制を記載ください。
014	5/10	納税証明書	募集要項	提出必須書類	前期赤字で法人税を納付していない場合、納税証明書の提出は不要か。代わりに提出すべき資料はあるか。	提出を求める納税証明書(その3の3)は、納税を行った証明書ではなく、「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことを証明する書類になります。詳細は国税庁案内を確認頂ければと思いますが、法人税納付が不要となっている法人が納税証明書を受け取れない、といった情報には JICA にて触れていません。
015	5/10	経理処理	別添資料 3.調査支援対象費目	5.経理処理の基本的な流れ	精算時に提出する書類は報告書以外に何か。	本事業では、別添資料 3.調査支援対象費目 p.8 記載のとおり、現物支給が原則となるため、提案企業による精算行為は発生せず、従って精算のための報告書は提出不要です。例外として、提案法人による立替払いが発生する場合は、証憑書類を JICA コンサルタントに提出いただきます。

No.	掲載日	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
016	5/10	再委託金額の上限	別添資料 3.調査支援対象費目	-	再委託費の上限設定があるか。(通訳等もし必要な場合に)	(通訳は再委託先に含まれず、一般業務費で計上いただく必要がございますので確認下さい。)事業経費 1 千万円の範囲内であれば、再委託費に上限金額の設定はありませんが、支出対象としての適切性は JICA にて判断させていただきます。
017	5/10	一般管理費	別添資料 3.調査支援対象費目	2.支出可能費目	一般管理費を計上することは可能か。	一般管理費は計上できません。
018	5/10	契約保証金	-	-	契約保証金の納付義務はあるか。	本事業の契約締結にあたって、提案企業による契約保証金の納付義務はありません。
019	5/10	-	-	-	調査の結果、事業化を進めないという判断となってもよいか。その際、報告書等の提出は必要か。	調査結果、及び、提案企業事由によって事業を進めない判断となっても可とします。そのための追加報告書等の提出は求めません。
020	5/10	対象地域	企画書	表紙	ポーランドに拠点を置いてウクライナ復興支援の可能性がある場合は、対象地域にポーランドの文言を含んでよいか。	対象地域はウクライナのみになりますので、ウクライナ以外の国は記載しないでください。第三国を通じたウクライナ復興・復旧への貢献を想定される場合は、企画書内の設問に回答する形で記載ください。
021	5/10	返金義務	-	-	本調査の結果、事業展開が難しいという判断になった場合に、返金の義務やペナルティの措置は生じるか。	本事業の結果、事業展開が上手くいかなかった場合も本事業に要した費用の返金は求めません。
022	5/10	登記事項証明書	募集要項	提出必須書類	共同企業体での応募を予定しているが、現在、当団体の登記事項の変更申請を行っており、現時点では履歴事項全部証明書を取得することができない。履歴事項全部証明書の在庫はあるものの、公示日より 3 か月以内のものではない。登記事項の変更申請の 5 月 15 日までの完了が難しい状況だが、同証明書を後日提出とすることは可能か。	公示日より 3 か月以内の履歴事項全部証明書、または、現在事項全部証明書の提出は原則必須になります。他方、現在申請中とのことですので、提出が間に合わない理由、及び、提出時期を記載したドキュメント(様式不問)を pdf に変換の上で、申込みサイトからアップロード下さい。